

消費者市民社会を目指して

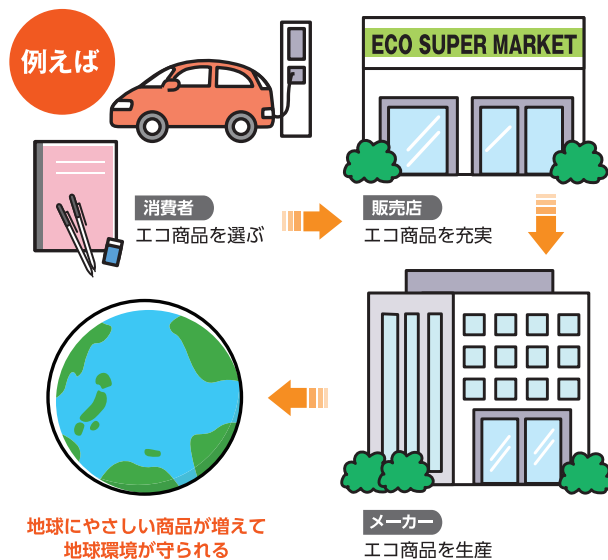
「消費者市民社会」とは、一人ひとりが自分だけでなく、周りや将来生まれる人々の状況、内外の社会経済情勢や地球環境という大きな視点で行動し、公正で持続可能な社会づくりに積極的に参画する社会のことです。

私たちは毎日、食品や衣類、水や電気など商品やサービスを選んで購入し、消費して生活していますが、その選択や消費行動には社会を変える力があります。

買い物をすることは、「投票」と同じです。例えば、環境に配慮した商品などを選ぶことはそういった商品をつくる事業者に「投票」ということで、たくさんの票が集まれば環境にやさしい商品が増え、地球環境が守られることにつながります。私たちがどんなことを重視して何を選ぶかで、販売される商品は変わっていきます。

また、消費者トラブルにあったとき、消費生活センターや事業者の相談室などに相談することは、自分自身のトラブルの解決だけではなく、問題のある事業者に対する措置がとられるなど、更なるトラブルの防止にも役立ちます。

こうした一人ひとりの行動が「消費者市民社会」につながります。



SDGsとエシカル消費

「持続的な開発目標」SDGsの17の目標のうち、目標12「つくる責任 つかう責任」に取り組む際に進めていきたいことが「エシカル消費」です。



「エシカル消費」とは、直訳すると「倫理的消費」。人や社会、地域、環境に配慮したものやサービスを選んで消費することを言います。商品やサービスを選ぶとき、それが誰によって、どのように作られたのかということや、生産から廃棄までの過程にも目を向けてみましょう。

人・社会への配慮

●フェアトレード商品を選ぶ

開発途上国の原料や製品を適正な価格で継続的に取引された商品を購入



●障害がある人の支援につながる商品を選ぶ

障害がある人を支援している事業者の商品を選ぶ

地域への配慮

●地元の産品を買う

地産地消によって地域活性化や輸送にかかるCO₂排出量を削減



●被災地の産品を買う

被災地の特産品を購入することで経済的な復興を応援

環境への配慮

●エコ商品を選ぶ

リサイクル素材を使ったものや資源保護等に関する認証がある商品を購入

●認証ラベルのある商品を選ぶ

※ラベルの一例



FSC® 認証
適切な森林管理に貢献する商品(紙製品など)



MSC「海のエコラベル」
水産資源や環境に配慮して獲られた持続可能な水産物(シーフード)の証

消費者トラブルで困ったときは早めに相談を

仙台市消費生活相談ダイヤル

な や む な

☎022-268-7867

または ☎局番なし

い や や

188

対象 仙台市内にお住まいか通勤・通学されている方

相談受付時間 月～金曜日 9:00～16:30 土曜日 9:00～16:00

休館日 日曜日、祝日、年末年始

仙台市青葉区一番町四丁目11番1号
141ビル(三越定禅寺通り館)5階

ホームページは
こちら



インターネット
消費生活相談も
受け付けて
います



マスコットキャラクター
さっち

0807



安全安心 消費生活ガイド

知っておきたい契約と消費者トラブル



保護者の皆様へ

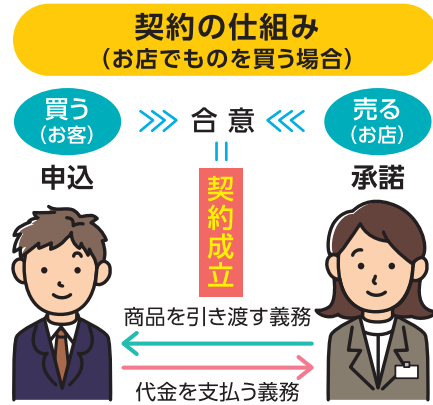
消費者トラブルにあわないためには、未成年のうちから「お金の使い方」や「契約とはどんなものか」などの心構えや考え方を身につけておくことがとても大切です。主な消費生活の場であるご家庭での学びに、ぜひこのリーフレットをご活用ください。

仙台市消費生活センター

私たちは毎日の生活の中で、必要な商品やサービスを消費して生活しています。
商品を購入したり、サービスを利用する、これらはすべて「契約」です。
「契約」は、日々の生活の様々な場面で行われています。

「契約のルール」

契約とは、法律上の約束のことで、消費者が「買う」という申込の意思と事業者の「売る」という承諾の意思が合致することにより成立し、消費者・事業者それぞれに権利と義務が発生します。
契約は口約束でも成立し、必ず契約書を交わさなければならないわけではありません。いったん成立した契約は、正当な理由がない限り、どちらか一方の都合で内容を変更したりやめたりすることはできません。どちらかが義務を果たさない場合には、契約を守るように督促されたり、損害賠償請求をされることもあります。



未成年者を守る「未成年者取消権」

未成年者は成人と比較して、知識や経験が不足しており、判断能力も不十分であることから、「法定代理人(親など)の同意がないまま未成年者がした契約は取り消すことができる」と法律で定められています。

注意!

こんな場合は未成年者の契約でも取り消しできません!

お小遣いの
範囲の契約

「成人である」「親の承諾がある」とうそをついてした契約

など

「若者の消費者トラブルの状況」

● 相談の多い商品・サービス【年代別】

13歳～15歳	16歳～18歳	19歳～22歳
●インターネットゲーム ●携帯電話サービス ●商品一般(※1) ●他の菓子類 ●他の健康食品	●エステティックサービス ●商品一般(※1) ●携帯電話サービス ●インターネットゲーム ●医療サービス	●エステティックサービス ●商品一般(※1) ●他の内職・副業 ●不動産貸借 ●フリーローン・サラ金

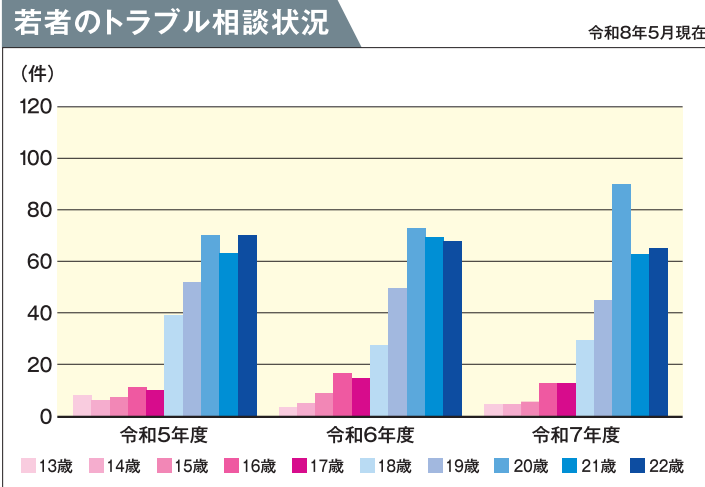
中高生の相談内容として、スマートフォン関連が多く、ゲームやサブスク契約の課金、SNSなどの広告から商品を購入した際の定期購入トラブル、身に覚えのないサービスの利用料の請求といったものが寄せられています。

※1 架空請求や不審なメール、クレジットカードの不正利用など

● 成年年齢に達すると 消費者トラブルが増える傾向に

センターに寄せられた若者のトラブル状況では、18歳以降の相談件数が大幅に増える傾向が見られます。成年年齢である18歳(※2)に達すると、親の同意がなくても契約できる一方で、未成年者取消権の保護がなくなることも要因の1つと考えられます。
進学や就職などをきっかけに、親元を離れて新生活を始める時期であることや、法的知識や社会経験が不足している若者を狙い打ちにする悪質な業者もいることから、消費者トラブルに巻き込まれるケースの増加が懸念されています。

※2 令和4年4月の民法改正により成年年齢が引き下げられました。



よくある相談事例

事例

1 ゲームやライブ配信の高額請求

携帯会社からの請求書を確認したら、約7万円の請求があった。未成年の息子に聞くと、母親がスマートフォンに設定したパスワードを使って、キャリア決済を利用しオンラインゲームで課金していたことがわかった。取り消すことはできるか。

トラブルにあわないために

- 日頃から家族でネットやスマートフォンの利用にあたってのルールを話し合っておきましょう。
- クレジットカード情報の登録状況やキャリア決済の設定状況(課金制限など)を確認するとともに、暗証番号の管理を徹底しましょう。

事例

2 インターネットショッピング

SNSを見ていて「初回500円 定期縛りなし!」と書かれた広告の化粧品に興味があったので、表示された「注文する」をタップした。商品が届き納品書を確認したところ、次回お届け予定日が書かれていて、定期購入になっていることがわかった。2回目は8,000円と高額で支払えない。

トラブルにあわないために

- インターネットショッピングなどの通信販売にはクーリング・オフ制度はありません。定期購入が条件となっていないか、支払う総額がいくら解約・返品の方法と条件などを、商品の注文前によく確認しましょう。
- 申し込みの最終確認画面を印刷したり、スクリーンショットで保存するなどして、契約内容を記録しておきましょう。

事例

3 ワンクリック請求

スマートフォンで無料の動画サイトを見ていたら、「18歳以上」という年齢確認の画面が出てクリックしたところ、「登録完了。登録料金88,000円を振り込んでください。」と表示された。お金がかかるという表示もなかったので、支払わずに退会したいが、どうしたらいいか。

トラブルにあわないために

- 「間違えて登録した場合は連絡してください」などと電話番号が表示されていても電話をかけてはいけません。個人情報を聞き出されるおそれがあります。
- 単にアクセスしただけで契約が成立したとは言えません。料金を請求されても支払わないようにしましょう。



SNSをきっかけにした消費者トラブルが増加しています!

SNSはいつでも、誰でも使える便利なツールですが、悪質商法や犯罪の手口として利用されるケースもあり注意が必要です。商品の効果を過剰にうたったり、大幅な値引きをされた広告や、「簡単にもうかる」「損はしない」などの投稿はうのみにせず、必ず事前に確認しましょう。SNSの利用ルールについて、家族で話し合うことも大切です。

「クーリング・オフ制度」

クーリング・オフ制度は、訪問販売や電話勧誘などの不意打ち的な勧誘で契約してしまった場合に、一定期間内であれば無条件で契約を解除できる制度です。

【対象となる取引と期間】 申込書または契約書を受取った日が起算日(1日目として数える)

取引内容	期間
訪問販売(キャッチセールス・アポイントメントセールスなど)、電話勧誘販売	8日間
特定継続的役務提供(エステティック・学習塾・家庭教師など)、訪問購入	20日間
連鎖販売取引(マルチ商法)	20日間
業務提供誘引販売取引(サイドビジネス商法など)	20日間

※店舗や通信販売で購入したもの、3,000円未満の現金取引など、クーリング・オフの対象外の取引もあります。

クーリング・オフは期間内に販売会社あてに記録が残るように通知します。(クレジット契約の場合はクレジット会社にも通知します。)はがきなどの書面で通知する以外に、メールやウェブサイト、FAXでも通知することができます。詳しくは消費生活センターへお問い合わせください。

クーリング・オフについて
仙台市ホームページ

